

宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇部市及び山陽小野田市（以下「2市」という。）の水道事業の広域化に関する基本計画について検討するとともに、2市の水道事業広域化を推進するため、宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(設置団体)

第2条 検討委員会は、2市がこれを設置する。

(所掌事項)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 水道事業広域化に関する基本的事項
- (2) 水道事業広域化に伴う課題に関する事項
- (3) 専門部会に関する事項
- (4) その他水道事業広域化に関し必要な事項

(組織)

第4条 検討委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を掌理し、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、構成者の2分の1以上の出席により成立する。
- 4 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の2市の職員を出席させ、説明を求めることができる。
- 5 委員長は、必要に応じて、2市の職員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(専門部会)

第6条 第3条に定める検討委員会の所掌する事務を専門的に協議し、又は調整するため、当該検討委員会に専門部会を置く。

- 2 前項の専門部会における協議及び検討は、宇部市上下水道局水道広域推進

室と連携し、進めるものとする。

3 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、細則でこれを定める。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、宇部市上下水道局水道広域推進室で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則 (第一次改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (第二次改正)

この要綱は、平成30年8月6日から施行する。

附 則 (第三次改正)

この要綱は、平成30年11月26日から施行する。

附 則 (第四次改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会の委員

宇部市	山陽小野田市
上下水道事業管理者	水道事業管理者
副局長	副局長
次長	次長
水道技術管理者	水道技術管理者
総務企画課長	総務課長
財務課長	業務課長
営業課長	工務課長
給排水課長	工務課技監
上水道整備課長	浄水課長
浄水課長	浄水課主幹
	総務課総務課長補佐